

平成21年4月28日

各位

東京都渋谷区神宮前二丁目 31 番 12 号
株式会社ユナイテッドアローズ
代表取締役 社長執行役員
重松 理
(コード番号：7606 東証第一部)

問合わせ先

計画管理室長 丹 智 司
電話番号 03-5785-6637

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社グループは、平成21年4月28日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本対応策」といいます。）を導入することにいたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。なお、本対応策の導入を決議した当社取締役会には、当社社外監査役4名全員が出席し、本対応策は当社株式の大量買付行為に関する対応策として相当と判断される旨の意見が表明されています。

1. 当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

(1) 経営理念及び経営の基本方針について

当社は平成元年10月の創業時に下記の「設立の志」を掲げました。

「我々は、商品開発及び環境開発を通じ、生活・文化・社会を高度化することで、社会に貢献することを目的とする。これは単にビジネスとしてだけではなく、事業を通して、日本の生活・文化における規範となる正しい価値観を確立・訴求し続けるという強い意思を表すものであります。

さらに、平成13年に上記「設立の志」に則った新経営理念“MAKE YOUR REAL STYLE 私たちは新しい「日本の生活文化の規範」となる価値観を創造し続ける集団です”を策定いたしました。新経営理念である“MAKE YOUR REAL STYLE”は、お客様が本当の自分を見つけ出すためにどのようなお手伝いもいたします、という当社のお客様に対する基本姿勢を示すと同時に、全従業員のアイデンティティ確立に向け、ユナイテッドアローズは何のために存在するのか、社会に対してどのような貢献をしていくのか、我々は何を目指して働いているのか、を問いかけるメッセージとしても掲げております。

また、当社の根幹をなす考え方である「店はお客様のためにある」を遵守すべきルールとして定め、経営から現場まで判断の拠り所としております。

これらの経営理念及びルールの下、当社では「5つの価値創造」を目標に掲げております。

5つの価値とはすなわち、「株主価値」「お客様価値」「従業員価値」「取引先価値」「社会価値」であり、当社グループに関わるシェアホルダー、ステークホルダー、コミュニティに対する価値創造を永続し続ける企業を目指すものであります。

当社グループはこれら5つの価値の創造に全力を尽くすと同時に、社会の公器として日本の生活・文化の向上に貢献していくことにより、企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させていくことを、経営の基本方針としております。

(2) 企業価値の源泉について

当社は創業以来、高いストアロイヤリティを保ち続けながら事業の成長拡大を続けてまいりました。これは、量販系の企業が売上上位を占める衣料品専門店セクターでは希有の事例であります。この背景といたしまして、当社では、1.幅広いマーケットへの取り組みを狙った「多事業軸化戦略」、2.高付加価値ビジネスを維持する「店舗数制限戦略」、3.さらなる顧客価値の創造を目指す「顧客価値最大化戦略」からなる3つの基本事業戦略に沿って事業を推進していることが挙げられます。

幅広いマーケットへの取り組みを狙った「多事業軸化戦略」

当社では、主力業態でありますユナイテッドアローズ業態を軸に、新たな複数の事業を横軸に広げていくことによりマーケットの幅を広げております。新規事業に関しては、「UAラボ」という実験事業でテストマーケティングを行い、事業軸化の可能性を探ります。ここで事業軸化の可能性大と判断されたものは、その後の商品政策、出店政策などを検討した後に、スモールビジネスユニットとして積極的な多店舗化を行ってまいります。一過性が強く、事業軸化が難しいと判断されたものはラボを廃止いたします。UAラボとしての実験段階を終了した事業は、スモールビジネスユニットへ昇格いたします。スモールビジネスユニットでは積極的な出店を行うとともに、取扱いアイテム・カテゴリーの拡大を図り、企業を担う主力事業を目指します。そして永続的にお客様のご支持をいただくことができる、企業を担う収益力を確保できる、と判断された事業は「主力事業」へと位置づけを変更いたします。また、新規事業設立の際、潜在的なマーケットポテンシャルが非常に高く、短期的な拡大の可能性が高いと判断される事業については、UAラボを経由せず、スタート直後からスモールビジネスユニットとして積極的な展開を行っております。当社ではこれらの段階を踏んだテストマーケティングにより、的中率が高く、失敗の少ない多事業軸化を図っております。

高付加価値ビジネスを維持する「店舗数制限戦略」

当社では、事業に応じた適正店舗数を設定することで、店舗の希少性を保つとともに高いストアロイヤリティを維持することにより、高付加価値型ビジネスを継続しております。一

例を挙げますと、主力事業でありますユナイテッドアローズの出店は 24 店舗、カジュアルウエアを主体とした新ブランド ビューティ & ユースユナイテッドアローズは 48 店舗をそれぞれの上限と設定し、出店を行っております。

当社では、この店舗数制限戦略を多事業軸化戦略と組み合わせることより、高付加価値ビジネスの維持とマーケット幅の拡大を両立しております。

さらなる顧客価値の創造を目指す「顧客価値最大化戦略」

新規顧客開拓を積極推進するとともに、全社共通ハウスカードの導入により、既存顧客の属性・購入履歴を活用し、お客様一人ひとりのニーズとウォンツに合わせたワン・トゥ・ワン・マーケティングを実践いたします。これにより、当社のお客様となられた方々の生涯価値（ライフ・タイム・バリュー）の最大化を図ります。当社では、最適な事業展開、出店および商品拡充を行うことでお客様満足の向上を図るとともに、顧客価値最大化戦略の推進により、天候・市況などマクロ環境の変化に左右されずに、継続的に高い売上を期待できる『カスタマーロイヤルティの向上』を目指します。

(3) 中期経営計画に基づく取り組み

当社グループでは、「お客様に提供する価値」「ありたい事業構造」「ありたい業界ポジション」「ありたい企業風土」の視点から、2011 年 3 月期（平成 23 年 3 月期）における当社グループのありたい姿を定義し、その理想と現実のギャップを埋めるための戦略課題を解決していく取り組み「ドリームプラン 2011 プロジェクト」を推進しております。

同プロジェクトの推進により、店頭を光り輝かせることを第一に、継続的かつ健全な成長とそれに見合った収益構造への転換を図ることを目指します。

なお、「ドリームプラン 2011 プロジェクト」の概要は以下の通りとなります。

ありたい姿の定義

- ・ お客様に提供する価値
ファッションを通じて、お洒落で自分らしく豊かに過ごせる毎日
- ・ ありたい事業構造
互いにシナジーを発揮し合いながら同じ目標へ向かって突き進む事業の集合体
- ・ ありたい業界ポジション
感度も規模も業界随一のオンリーワンな会社
- ・ 上記を踏まえたユナイテッドアローズグループのありたい姿
お客様満足を追求し続ける高感度ファッション専門店グループ

ありたい姿の実現に向けた 4 つの戦略課題

ブランディング: ブランド価値の最大化に向けた業態ポートフォリオと新たなビジネスモデルの構築

- ・事業ミッションに対応した評価指標の設定、業績評価の仕組み作り
- ・ブランド価値の最大化に向けたブランドマネジメント
- ・新たなビジネスモデルの構築と事業間シナジーの創出

モノ:商品プラットフォーム構築によるMD（商品計画）精度の向上と最適なSCM（サプライチェーンマネジメント）体制の確立

- ・MD精度の向上に向けた仕組み作り（商品企画・生産業務サイクルの再整理）
- ・生産プラットフォームの構築による業態ごとの最適なSCM体制の構築
- ・POSデータ、ハウスカードデータの有効活用

ヒト:人財育成の強化とモチベーション向上のための人事制度改革

- ・販売員（店長、リーダー、販売員）および業態本部スタッフの人財育成の仕組み強化
- ・高いモチベーションを持ち、力を存分に発揮してもらうためのキャリアパス体系の構築

組織:店舗 - 業態本部間の役割・ミッションの明確化とお客様起点の組織体制の構築

- ・店舗 - 業態本部間の役割分担の棚卸しと再設計
- ・業態本部機能の再定義

また、目標とする経営指標としては、人財育成面や業務オペレーション整備等と業容拡大とのバランスを勘案するとともに、グループとしての中期的なマーケット拡大を狙った子会社（株式会社ペレニアル ユナイテッドアローズおよび株式会社コーエン）にかかる先行投資等を配慮し、直近3年程度は収益性の改善を第一に、より堅実な利益成長を目指します。

なお、当社グループでは積極的なマーケットの拡大を目指し、平成20年3月期から平成21年3月期にかけ、2社の子会社（株式会社ペレニアル ユナイテッドアローズおよび株式会社コーエン）を設立し、積極的な先行投資を実施しているため、短期的な連結利益水準に変動が生じる可能性がございます。このため、平成21年3月期から平成23年3月期までの3年程度につきましては、単年度の利益水準に関わらず安定的な配当を実施するため、株主資本配当率（DOE）基準を導入し、連結DOE：4.5%前後を目標に配当総額を決定いたします。

(4) コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、前述のとおり「株主価値」「お客様価値」「従業員価値」「取引先価値」「地域社会価値」という5つの価値創造により、社会の公器として日本の生活・文化の向上に貢献していくことを、経営の基本方針として掲げております。

このために、経営の効率性、健全性を向上させる体制を構築するとともに、常に公平な情報を、タイムリーに、継続的に、自発的に提供し続けることを情報開示の基本方針としており、各投資家（アナリスト・個人投資家）向けの説明会の定期開催や、月次売上概況や各種届出、適時開示資料等のメール配信等、積極的なIR活動を行うことで、企業経営の透明性の向上に努めております。

当社では監査役制度を採用しており、監査役3名以上で構成される監査役会が、監査役会規則に基づき監査方針を決定するとともに、各監査役や取締役、会計監査人からの報告を受けて監査報告書を作成しております。なお、全ての監査役を全て社外監査役とすることで、経営の透明性の確保ならびに会社全体の監視・監査の役割を担っております。

また、当社の取締役会は取締役5名で構成され、原則として月1回の取締役会を開催しております。取締役会には取締役及び監査役が出席し、法令で定められた事項及び取締役会規則等に定められた重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行状況の監視・監督を行っております。また、必要の都度臨時取締役会を開催するとともに、取締役間にて随時打合せ等を行っており、効率的な業務執行ができる体制を整備しております。

また、経営会議を必要の都度開催しております。経営会議には、取締役及び関係者が出席し、取締役会から委任された事項の意思決定のほか、取締役会にて決定すべき経営及び業務運営にかかる重要事項についての事前審議ならびに意思確認を行っております。これによって、迅速な業務運営が可能な体制を整備しております。

2. 本対応策導入の目的

当社グループにおきましては、これまでの経営方針を維持しつつ、更なる成長を実現し、企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し、向上をはかるための諸施策の実行に邁進する所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様に十分に時間を与えず、また、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しております。

当社は株式の大量の買付であっても、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に当社にとっては、前述のとおり高いストアロイヤルティの維持が経営上極めて重要であり、当社の中期的な企業価値の向上とともに、株主の皆様の利益に繋がるものであると確信しております。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

こうした事情に鑑み、当社株式に対する大量買付が行われる場合に、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、買付者及び買付提案者に対して事前に当該大量買付に関する情報提供を求め、これにより買付に応じるべきか否かを株主の皆様が

判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするための枠組みとして、本対応策の導入が必要不可欠であると判断いたしました。

当社としては、平成21年6月に開催予定の定時株主総会(以下「次回定時株主総会」といいます。)において、当社の本対応策につき株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。しかしながら、企業買収をめぐる近時の状況に鑑みると、次回定時株主総会において株主の皆様のご意思を確認させていただくまでの間にも、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者による大量買付により当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損される可能性は否定できず、これを防止するためには、現段階で一定の措置を講じておく必要があります。以上の理由により、当社取締役会は、次回定時株主総会までの措置として、平成21年4月28日開催の取締役会において、本対応策を導入することを決定致しました。もっとも、下記3.(5)「本対応策の有効期間、廃止及び変更」のとおり、本対応策は、次回定時株主総会までの間であっても、株主の皆様のご意思に従い、株主総会又は取締役会の決議に基づいて廃止できるように設計されています。

なお、本対応策導入日現在、当社は当社株式についての大量買付行為(下記3.(2)「本対応策に係る手続」(a)に定義されます。以下、同じとします。)の具体的な提案を受けてはおりませんが、当社の大株主の状況、並びに直近の大株主の異動及び大量保有報告書の提出の状況につきましては、別紙3に記載のとおりです。また、同別紙に記載のとおり、株式会社イーエム・プランニングが当社発行済み株式の22.6%を保有しておりますが、同社の他に発行済み株式の10%以上を保有する株主はおらず、国内機関投資家(金融機関)、外国法人や個人投資家等に広く分散しております。

3. 本対応策の内容

(1) 本対応策の概要

(a) 本対応策に係る手続の設定

本対応策は、当社の株式の大量買付行為が行われる場合に、かかる大量買付行為を行おうとする者(下記(2)(a)に定める「買付者」をいいます。)に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者との交渉等を行っていくための手続を定めています(手続の詳細は、下記(2)「本対応策に係る手続」ご参照)。

(b) 新株予約権無償割当ての利用

買付者が本対応策において定められた手続に従うことなく大量買付行為を行うなど、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合(その要件の詳細については下記(3)「対抗措置発動の要件」ご参照)には、当社は、これに対抗する措置(以下「対抗措置」といいます。)として、当該買付者及び一定の関係者(下記(4)(g)に定める

「非適格者」をいいます。)による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以下に規定されます。)により割り当てます。なお、新株予約権無償割当てを利用する理由としては、法的な予見可能性に優れていると考えられるためであります。

(c) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本対応策においては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則(その概要については別紙1ご参照)に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、独立委員会は、本対応策の導入当初は、当社経営陣からの独立性の高い社外監査役3名及び有識者1名により構成される予定です。その委員の氏名及び略歴は別紙2のとおりです(導入後の独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項については別紙1ご参照)。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本対応策に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、非適格者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該非適格者の有する当社株式の議決権割合は最大で約50%まで希釈化される可能性があります¹。

(2) 本対応策に係る手続

(a) 本対応策の対象となる大量買付行為

本対応策は、特定株主グループ(下記 に定義します。)の議決権割合(下記 に定義します。)が25%²以上となることを目的とする当社の株券等³の買付行為もしくはその結果として議決権割合が25%以上となる当社の株券等の買付行為又はこれらに類似する行為(市場取引、公開買付け⁴等の具体的な買付方法の如何を問いません。また、当社取締役会が事前に同意した者によるものを除きます。本対応策において、かかる買付行為又はこれらに類似する

¹ かかる希釈化率は、本新株予約権1個の目的である株式の数を最大値である1株とした場合を前提としたものであり、本新株予約権1個の目的である株式の数がこれより小さい場合には、より小さい数値となることがあります。

² 平成21年3月31日現在、20%以上保有する株主が存在するため、25%以上に設定しております。

³ 金融商品取引法第27条の2第1項又は第27条の23第1項に定義される「株券等」を意味します。本書において別段の定めがない限り同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される「公開買付け」を意味します。本書において同じとします。

行為を「大量買付行為」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。また、本対応策において、大量買付行為を行おうとする者を「買付者」といいます。

「特定株主グループ」の定義

本対応策において「特定株主グループ」とは、以下の(i)又は(ii)に掲げる者をいいます。

- (i) 当社が発行者である株券等⁵の保有者⁶及びその共同保有者⁷
- (ii) 当社が発行者である株券等⁸の買付け等⁹を行う者及びその特別関係者¹⁰

「議決権割合」の定義

本対応策において「議決権割合」とは、以下の(i)又は(ii)をいいます。議決権割合の算定にあたっては、発行済株式の総数及び総議決権の数¹¹は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付け状況報告書のうち直近に提出されたものを利用することができるものとします。

- (i) 特定株主グループが上記 (i)の記載に該当する場合は、当該保有者の株券等保有割合¹²
- (ii) 特定株主グループが上記 (ii)の記載に該当する場合は、当該買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合¹³の合計

(b) 買付者に対する情報提供の要求

大量買付行為を行おうとする買付者は、当該大量買付行為の実施に先立ち、当社に対して、株主の皆様の判断及び独立委員会の評価検討のために必要かつ十分な情報として、下記の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます。)及び当該買付者が大量買付行為に際して本対応策に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した日本語による書面(以下「買

⁵ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される「株券等」を意味します。

⁶ 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)を含みます。本書において同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される「共同保有者」(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)を意味し、同条6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。本書において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「株券等」を意味します。

⁹ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「買付け等」を意味します。本書において同じとします。

¹⁰ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

¹¹ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定するものをいいます。

¹² 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される「株券等保有割合」を意味します。この場合、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に定義される「保有株券等の数」を意味します。)も計算上考慮されるものとします。本書において同じとします。

¹³ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される「株券等所有割合」を意味します。本書において同じとします。

付説明書」といいます。)を当社の定める書式により提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとし、当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者に対し、適宜回答期限を定め、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに、かかる本必要情報を追加的に提供して頂きます。本必要情報の追加提出の要求は、本必要情報として必要かつ十分な情報が提供されるまで、繰り返し行うことができますが、最終の回答期限(以下「最終回答期限」といいます。)は、買付説明書を受領した日から起算して60日を超えないものとし、

独立委員会が、買付者から本必要情報として必要かつ十分な情報が提供されたと判断し、その旨を当社取締役会に伝えた場合、当社取締役会は、速やかに、本必要情報の提供があった旨を当社取締役会が適当であると判断する方法により公表するとともに、買付者にその旨通知し、かかる公表が行われた日を「検討期間開始日」とします。但し、独立委員会により本必要情報として必要かつ十分な情報が提出されたと判断される前に最終回答期限が到来した場合は、当該最終回答期限の翌日を検討期間開始日とします。

記

- 買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、買付者が現に保有する当社の株券等の数及び今後取得予定の当社の株券等の数
- 買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の概要(具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。)
- 当該大量買付行為の目的、方法及び内容(対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性に関する情報等を含みます。)
- 当該大量買付行為の対価の価額の算定根拠の詳細
- 当該大量買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)
- 当該大量買付行為が実行された後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- 当該大量買付行為が実行された後における当社の株主、当社グループの従業員、取引先、顧客等に対する対応方針
- その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報で、事前に買付者にその具体的項目が通知された情報

なお、独立委員会は、買付者が本対応策に定められた手続に従うことなく大量買付行為を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d) 記載

のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 大量買付行為の内容の検討・買付者との交渉・代替案の検討

独立委員会の検討期間の確保

取締役会は、買付者による当該大量買付行為の提案内容について、独立委員会による評価、検討及び交渉、当社取締役会による代替案立案ならびに株主の皆様が大量買付行為の提案に応じて当社の株券等を売却するか否かを検討するための期間として、一定の検討期間（以下「検討期間」といいます。）を設けるものとし、買付者は、かかる検討期間の最終日の翌日以降でなければ、大量買付行為を実施することができないものとします。

独立委員会の検討期間は、上記の検討期間開始日を起算日として、原則として最長60日間とします。但し、独立委員会の判断により、下記(d)に記載の手續に従い、当該検討期間を30日間を上限として延長することができるものとします。

また、検討期間開始日以降に、当該大量買付行為の提案内容に重要な変更があった場合で、独立委員会が、かかる変更内容が、変更前の提案内容と比較して、当社の企業価値及び株主の皆様にとって実質的に不利益なものと判断したときは、買付者は、当該変更内容について本必要情報として不足している情報を当社に提供しなければならず、独立委員会が本必要情報として必要かつ十分な情報の提供がなされたと判断した場合には、これを取締役会が公表した日（ただし、かかる公表がなされないまま、当該提案内容の重要な変更があった日から起算して60日の期間が経過した場合は、当該期間満了日の翌日）を新たな検討期間開始日として、取締役会は、その検討に必要な範囲で検討期間（最長60日間とします。ただし、当該検討期間は、当初の検討期間開始日から起算して120日を超えないものとし、）を設けるものとし、買付者は、かかる新たな検討期間が設けられた場合には、当該検討期間の最終日の翌日以降でなければ、大量買付行為を実施することができないものとします。

当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という観点から、買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（最終の回答期限は検討期間を超えないものとし、）を定めた上、買付者の大量買付行為の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとし、以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

独立委員会による検討作業

独立委員会は、検討期間内において、買付者の大量買付行為の内容の検討、買付者と当

社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、場合により、当社取締役会に代替案等の株主等に対する提示等を要求するものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

買付者との交渉

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という観点から当該大量買付行為の内容を改善させるために必要であれば、当該買付者と協議・交渉等を行うものとしたします。

情報開示

当社は、買付者が現れた事実、買付者から買付説明書が提出された事実、検討期間が開始した事実につきましては、速やかに情報開示を行います。また、当社取締役会が独立委員会に大量買付行為に対する意見もしくは代替案を提示した事実又は本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、東京証券取引所の有価証券上場規程を遵守して情報開示を行います。

(d) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者が現れた場合、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記 から に定める勧告その他の決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、当社は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（検討期間を延長する場合にはその期間及び理由を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者による当該大量買付行為の内容の検討の結果、買付者による当該大量買付行為が下記(3)「対抗措置発動の要件」に定める要件（以下「対抗措置発動要件」といいます。）のいずれかに該当した場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置として本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下の

いずれかの事由に該当すると判断した場合には、(I)本新株予約権の無償割当てに係る権利
落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、(II)本新株予約
権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日(下記(4)「本新株予約権の無償割当ての
概要」(f)において定義されます。)の前日までの間は、本新株予約権を無償にて取得する
旨の、新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後、買付者が大量買付行為を撤回した場合、その他大量買付行為が存しな
くなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者による大量買付行
為が対抗措置発動要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の
無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でなくなった場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際し、
大量買付行為が本対応策に定める手続を遵守しているか否か、大量買付行為が当社の企業
価値ひいては株主共同の利益を毀損する程度、株主総会を開催する時間的猶予等の諸事情
を勘案した上、独立委員会が対抗措置発動の判断をすることが困難な場合等において、予
め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すこともできるものとしま
す。

独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者による当該大量買付行為の内容の検討等の結果、買付者による当
該大量買付行為が対抗措置発動要件のいずれにも該当しないと判断した場合、又は対抗措
置発動要件に該当するが対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合には、検討
期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施し
ないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧
告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者による大量買付行為が対抗措
置発動要件のいずれかを充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての勧告
を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

独立委員会が検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の検討期間の満了時まで、買付者による当該大量買付行為の内容
の評価に時間を要するなど合理的な理由により本新株予約権の無償割当ての実施又は不実
施の勧告を行うに至らない場合、独立委員会は、当該買付者の大量買付行為の内容の検討・
代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、検討期間を30日間を上限として延長す
る旨の決議を行うことができます。

上記決議により検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討
等を行うものとし、延長期間内に上記 又は の勧告を行うよう最大限努めるものとしま

す。

(e) 取締役会の決議 / 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、独立委員会の上記(d)の手續に従い行われる勧告を検討の上、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

但し、独立委員会が対抗措置発動の判断をすることが困難な場合等において、独立委員会が株主総会の承認を得るべき旨の留保を付したときは、当社取締役会は、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、本対応策に従った本新株予約権の無償割当ての実施に際して、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認するものとします。

(3) 対抗措置発動の要件

買付者による当該大量買付行為が以下のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合、上記(2)「本対応策に係る手續」(e)に従い、対抗措置として本新株予約権の無償割当てが実施されることとなります。なお、上記(2)「本対応策に係る手續」(d)に記載のとおり、対抗措置を発動することが相当か否かについては、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

(a) 本対応策に定める手續を遵守しない大量買付行為である場合（検討期間が設けられない場合、本必要情報として必要かつ十分な情報が提供されない場合等を含みます。）

(b) 以下のいずれかを目的とする大量買付行為であり、その結果として当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあると判断される場合

真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社の株価をつり上げて当社の株券等を当社の関係者に対して高値で買取らせること

当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行うこと

当社グループの資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用すること

当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜けること

(c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に当社の株式の売却を事実上強要するおそれのある大量買付行為であると

判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません。）

- (d) 当該大量買付行為の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の可能性、大量買付行為の後の経営方針・事業計画等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (e) 買付者が当社の支配権を獲得することにより、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の株主、従業員、取引先等との関係その他当社の企業価値の源泉を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大量買付行為であると合理的な根拠をもって判断される場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本対応策に基づく対抗措置として行われる本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）を上限とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、原則として、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の総数は、割当期日における当社発行可能株式総数から当社発行済株式（当社の所有する当社株式を除く）の総数を減じた株式数を上限とします¹⁴。また、本新株予約権1個の目的である株式¹⁵の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り原則として1株¹⁶とします。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場

¹⁴ 本対応策導入時の当社の発行可能株式総数は1億9080万株、発行済株式総数は4280万株（平成21年3月31日時点）です。

¹⁵ 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、本新株予約権の行使により交付される当社株式及び本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

¹⁶ 当社が株式分割又は株式併合などを行った場合には、適宜適切な調整を行います。

合に、当該本新株予約権の新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。但し、下記(i)項に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

() 特定大量保有者¹⁷、() 特定大量保有者の共同保有者、() 特定大量買付者¹⁸、() 特定大量買付者の特別関係者、もしくは() 上記() ないし() に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、() 上記() ないし() に該当する者の関連者¹⁹（以下() ないし() に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができないものとします。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則と

¹⁷ 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が25%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたと者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹⁸ 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等の開始の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して25%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めたと者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたと者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹⁹ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたと者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

して本新株予約権を行使することができないものとします（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、原則として本新株予約権1個につき対象株式数²⁰の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、原則として本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本対応策の有効期間、廃止及び変更

(a) 本対応策の有効期間

本対応策の当初の有効期間は、次回定時株主総会終結時までとします。なお、当社取締役会は、本対応策が株主意思に沿ったものであることを確認するため、次回定時株主総会において本対応策の継続について株主の皆様のご承認をいただく予定としており、かかるご承認をいただいた場合には、本対応策の有効期間は、次回定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結のときまでとします。

²⁰ 当社は、対象株式数が1株未満である場合には、適用法令に従い、適切な端数の処理を行うことを予定しており、その場合、本新株予約権1個につき交付される当社株式等の数が対象株式数とは異なることがあります。

(b) 本対応策の廃止及び変更

上記(a)に定める有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応策はその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本対応策の有効期間中であっても、本対応策に関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本対応策を修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本対応策の廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び(変更等の場合には)変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 本対応策が当社の株主の共同利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を完全に充足しています。また、本対応策は、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

(2) 株主共同の利益の確保及び向上の目的をもって導入されていること

本対応策は、上記2.「本対応策導入の目的」に記載したとおり、当社株式に対する大量買付行為が行われる際、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること(株主総会決議とサンセット条項)

本対応策は、上記2.「本対応策導入の目的」に記載したとおり、次回定時株主総会までの間の暫定的措置として導入されるものです。このことから、本対応策の有効期間は次回定時株主総会の終結時までと設定されており、次回定時株主総会において、本対応策の継続に関し、改めて株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しています。さらに、次回定時株主総会において株主の皆様が本対応策の継続が承認された場合であっても、継続後の有効期間を3年間と

するサンセット条項が付されています。

また、上記3.(5)「本対応策の有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本対応策の有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本対応策を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されることになり、その意味で、本対応策の導入及び廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応策の導入にあたり、当社取締役会又は取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動及び中止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に買付者が出現した場合には、上記3.(2)「本対応策に係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を検討の上、当該判断を最大限尊重して、対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的な判断を防止するとともに、その判断の概要については株主の皆様情報開示をすることとされており、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する範囲で本対応策の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本対応策における対抗措置は、上記3.(2)(d)「独立委員会による勧告等の手続」及び3.(3)「対抗措置発動の要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものです。

(6) 第三者専門家の意見の取得

買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができますものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(7) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.(5)の「本対応策の有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本対応策は、買付者が当社の株券等を大量に買い付けた場合、株主総会決議又は買付者が指名し、株主総会で選任された取締役を構成員とする取締役会決議により、廃止することができるものとして設

計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主の皆様等への影響

(1) 本対応策の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応策の導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会において、新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。但し、当社は、上記3.(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(i)に従い、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

また、本新株予約権の行使や当社による本新株予約権の取得により交付される当社株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当社は、適用法令に従い金銭処理を行うことがあります。この場合にも、株主の皆様の保有する当社株式の希釈化が生じる可能性があります。原則として経済的な希釈化は生じません。

なお、当社は、新株予約権無償割当て決議がなされた後においても、例えば、買付者が大量買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権に係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日までにおいては本新株予約権全てについてこれを無償で取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

(a) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権の行使に際して出資されるべき財産の価額を払込取扱場所に払い込むことにより、原則として、本新株予約権1個につき1株の当社株式が交付されることとなります。なお、本新株予約権を行使した者に交付する当社株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、行使期間開始日までに株式分割などの方法により予め調整を行ったり、又は、適用法令に従い金銭処理を行うことなどもあります。

(b) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。なお、交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、適用法令に従い金銭処理を行うことがあります。また、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

独立委員会規則の概要

1. (独立委員会の設置)

独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

2. (独立委員会の委員の選任)

独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

3. (独立委員会の委員の任期)

独立委員会の委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合(再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

4. (独立委員会の招集)

独立委員会の各委員は、買付者が出現した場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。

5. (決議要件)

独立委員会の決議は、独立委員会の委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。

6. (決議事項及び責任)

独立委員会は、本対応策及び本規則に定める独立委員会の職務を行う。また、独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容及び理由を記載した書面を提出することにより当社取締役会に対して勧告する。独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施

本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得

その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

7. (情報の収集等)

独立委員会は、買付者に対し、買付説明書及び提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に本必要情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者の大量買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。

独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員略歴

本対応策導入当初の独立委員会の委員は、以下の4名とします。

酒 井 由 香 里 （さかい ゆかり）

【略 歴】

昭和43年 6月23日生

平成 3 年 4 月 野村証券株式会社入社

平成11年 9 月 キャピタルドットコム株式会社(現イー・リサーチ株式会社)設立に参画

平成13年 5 月 株式会社コーポレートチューン設立に参画

平成17年 1 月 同社取締役

平成17年 6 月 当社監査役（現任）

酒井由香里氏は、会社法第 2 条第16号に定める社外監査役であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

山 川 善 之 （やまかわ よしゆき）

【略 歴】

昭和37年 8月21日生

昭和61年 4 月 日本生命保険相互会社入社

平成 16 年 9 月 株式会社そーせい入社 代表取締役副社長

平成18年12月 響きパートナーズ株式会社設立 代表取締役（現任）

平成19年 6 月 当社監査役（現任）

山川善之氏は、会社法第 2 条第16号に定める社外監査役であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

橋 岡 宏 成 （はしおか ひろなり）

【略 歴】

昭和42年 1月23日生

平成 3 年 4 月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行

平成 10 年 4 月 弁護士登録

平成16年 9 月 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン社外取締役（現任）

平成19年 6 月 当社監査役（現任）

橋岡宏成氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

田 淵 智 久 （たぶち ともひさ）

【略 歴】

昭和32年12月 9 日生

昭和59年 4 月 弁護士登録

昭和59年 4 月 須崎・中村法律事務所入所

平成元年 4 月 田淵法律事務所開設

平成 3 年 4 月 森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所

平成19年 4 月 末吉綜合法律事務所開設

田淵智久氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

以 上

当社株主の状況（平成21年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数

普通株式 190,800,000株（単元株式数 100株）

2. 発行済株式の総数

普通株式 42,800,000株

3. 株主数

17,262名

4. 所有者別状況

所有者区分	株主数（名）	所有株式数（株）	所有株式割合（％）
金融機関	28	5,946,221	13.89
金融商品取引業者	28	318,918	0.74
その他の法人	79	14,070,344	32.87
外国法人等	100	4,448,818	10.39
個人・その他	17,026	17,423,828	40.70
自己名義株式	1	591,871	1.38
合計	17,262	42,800,000	100.00

5. 大株主の状況

株主名	所有株式数（株）	所有株式割合（％）
株式会社イーエム・プランニング	9,128,000	21.32
重松 理	4,108,900	9.60
栗野 宏文	2,251,100	5.25
岩城 哲哉	2,095,800	4.89
株式会社エー・ディー・エス	2,027,000	4.73
三菱商事株式会社	1,627,700	3.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,484,000	3.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,287,400	3.00

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	1,145,000	2.67
水野谷 弘一	1,087,500	2.54

- （注） 1. 当社役員およびその親族の当社株式所有割合：14.57%
2. 大量保有報告書および同変更報告書により、以下のとおり株式を所有している旨の報告を受けております。

平成20年12月31日現在（報告日：平成21年1月7日）

株主名	所有株式数（株）	所有株式割合（％）
野村證券株式会社	334,300	0.78
NOMURA INTERNATIONAL PLC	81,700	0.19
野村アセットマネジメント株式会社	1,485,400	3.47
合計	1,901,400	4.44

平成21年2月10日現在（報告日：平成21年2月16日）

株主名	所有株式数（株）	所有株式割合（％）
シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド	388,500	0.91
日興アセットマネジメント株式会社	3,117,000	7.28
日興シティグループ証券株式会社	10,400	0.02
合計	3,515,900	8.21

平成21年4月15日現在（報告日：平成21年4月22日）

株主名	所有株式数（株）	所有株式割合（％）
株式会社イーエム・プランニング	9,672,800	22.60

以上